

請願第 1 号

菖蒲町栢間地区の町づくり活性化について

標記の請願を次のとおり地方自治法第 1 2 4 条の規定により提出します。

令和元年 6 月 1 8 日

紹介議員

盛 永 圭 子

請 願 者

久喜市菖蒲町下栢間 2 8 5 2-2

田 口 栄 一 他 1 5 名

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

菖蒲町栢間地区の町づくり活性化について

(請願事項)

- 1 農地法、都市計画法、その他各種関連法の規制緩和について
- 2 菖蒲町栢間地区の土地区画整理事業について
- 3 埼玉新都市交通（ニューシャトル）の延伸事業について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

標記、菖蒲栢間地区の農地については、農地法の規制により土地の有効利用ができず、住宅建築も開発条件が厳しく建てることが出来ません。一方、地域住民は高齢化しているので自己管理できず遊休農地が増加し荒廃している状況です。

このような状況なので、行政サービスの低下や各種料金値上げが心配されていますので、地域住民からは合併して更に取り残されたと言う声はききますが、良くなったと言う声はきこえません。

農林水産省・都道府県・市町村・農業委員会・農地中間管理機構（人・農地プラン）のいう農地の集約、集積を行い規模拡大し担い手である農業法人・認定農業者・新規就農者という政策は十分に理解できますが、説明会に参加し聞く限り田圃が主であり畑地については考慮されていないのが現実でありました。

この地域の田圃はすでに、小林栢間土地改良区において改良済みであり農業者も高齢化しているので、近い将来には現在よりも大規模化されていくと考えます。

一方、問題になっているのは、菖蒲町栢間地区の農地（特に集落内の畑地）が農業従事者の高齢化や後継者の減少により、遊休農地が増加の一途をたどり、たびたび草木が燃えるなどの火災発生・産廃ヤード・機械、資材置場・残土置場、駐車場の出現など地域環境の荒廃が進んでおります。

また、地域住民の減少や高齢化、少子化が顕著となり、空家や買物難民の増加、小中学校の統廃合、これに伴う学童の長距離通学や登下校時における交通事故等の危険性の増大が懸念されております。

また、隣接する桶川市東部地区においては、圏央道（桶川・加納インター）付近の区画整理もほぼ完了し今後、企業誘致・新築住宅・埼玉新都市交通ニューシャトル延伸だという声が桶川市民、市議会議員さんから頻繁に聞こえて来ます。

地方創生ということが叫ばれているいま、発展する桶川市東部地域に比べ疲弊している菖蒲町栢間地区のこうした課題を解消するためには地域の実状に応じた、農地法・都市計画法・その他各種規制を緩和し、土地区画整理事業により、秩序ある商業地域、工業地域、菜園付き住宅地域、農地地域等に当該地区の集約整備を進めるとともに、交通機関である埼玉新都市交通ニューシャトルの延伸事業を推進し、地域の魅力を高め、地域住民、事業者、移住者の定住し易い環境整備や利便性の向上に努め、魅力ある地域づくりを進め地区の活性化を図る、こうした取り組みが町づくりとなり、地域活性化につながるので久喜市として積極的に推進していただきたく思います。

こうした努力を行っていくことによって、結果的に企業誘致、住宅増加等を促し、人口増加につながり久喜市の将来の税収増につながると考えますので、地域市民賛同のうえ、菖蒲町栢間地区の町づくり活性化を推進していただきたく、請願事項について強く望みます。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。